

# 簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

複写禁止

昭和一九、五—二〇、八

第甲九師団  
歩兵第百六聯隊

留守名簿

原本史料

防衛研修所戦史室

